

別記 17 散水設備

- 1 延焼のおそれのある架構で延焼措置の必要な柱又は配管支持物の耐火被覆等に代えて散水設備を設置する場合の基準は次によること。
 - (1) 散水設備は防護面積 1m^2 につき、 2l/min 以上の割合で放水すること。
 - (2) 散水ヘッドの取付は、水平長さにあつては 2.5m 以下ごとに、高さにあつては 5m 以下ごとに設置すること。
 - (3) 散水ヘッドの能力は(1)、(2)の放水量等を考慮して決定すること。この場合において、圧力は水幕が有効に形成されるもの（風等の影響を考慮し、おおむね 0.2MPa 以上）とし、放射角度は 150 度以上とすること。
 - (4) 水源能力は、散水ヘッドの放水能力にヘッド個数を乗じて、 60 分間（ 1 時間耐火相当）継続して放水できる量とする。
 - (5) 分割して放水する場合は、選択弁を設けること。
 - (6) 選択弁は、火災の際に容易に接近することができ、操作に支障のない位置に設けることとし、地上高 0.8m ～ 1.5m の位置に設けること。
 - (7) 加圧送水装置は、予備動力源を附置すること。
- 2 設置例を下図に示す。

